

ソ連の土地基本法制定について

丸 毛 忍

ソ連では、一九六八年二月一日連邦最高會議（議會）ではじめて土地基本法が採択され、六九年七月一日から施行されることに決まった。この間の経緯は従来のソ連の土地法制がきわめて不備であり、かつ今日の現実に適応しなくなっていることと同時に、レーニンの『土地についての布告』以来の伝統的な社会主義的土地観が新しい展開を迫られていることを示すものとみられる。以下、主として農業の側から、土地基本法制定の背景、その内容、問題点などについて簡単な考察を試みよう。

一

土地基本法の制定に導いた背後の事情として、まず注目され

《ノート》 ソ連の土地基本法制定について

るのは、近年のソ連における農地の潰廃転用の急増である。例えば、最近一〇年間にホルホーズ、ソフホーズの土地八一〇万ヘクタールが工業、建設その他の非農業的な用途のために潰廃転用され、そのうち、農地は五二〇万ヘクタール、耕地は一五〇万ヘクタールであった。以上の結果、人口一人当たりの播種面積は漸減の傾向をたどり、ソ連全体では一九五八年の一・〇六ヘクタールから一九六六年には〇・九六ヘクタールに減った程度だが、共和国によっては半分以下に減ってしまったところもある。すなわち、同一期間にアゼルバイジャン共和国は〇・四五ヘクタールから〇・二八ヘクタールに、モルダヴィア共和国は〇・八三ヘクタールから〇・三六ヘクタールにまで急減している。

このような事実は、ソ連でも近年都市が農村区域に拡がり、住宅や工場その他の建設がホルホーズ、ソフホーズの貴重な農地を続々と蚕食し、土地をめぐるさまざまな複雑な問題を生じつつあること、ソ連もまた漸く「近代工業社会」の仲間入りをはじめたことを想像させるに充分であろう。

土地に関して、ソ連では「わが国土は広大で、無限の未墾地があり、資本主義国におけるような掠奪的な土地耕作などは起こり得ない。……土地は自然の賜物であり、ソ連では全人民の有所になつており、人民は無期限無償で使用を許されている。

土地は価値をもたない」、「だから土地は経営上の用途や合理性を無視して、どんな目的に使用してもかまわない」といった考え方がながい間支配していた。だが、今日では現実から全く立ち遅れたこのような原則論、公式論、換言すれば伝統的な社会主義的土地観にもとづいて、土地問題を処理することは急速に不可能となりつつある。

もちろん、以前から、共和国土地法典および他の法律にもとづく命令など、土地についての規制を行なう法律はあるが、これらはすべて上記のような土地に関する基本的な考え方から出発しており、例えば、農地の保護、優先使用、土地使用者の権利と義務、土地の収用およびその損害の補償などについて明確かつ実際的な規定をあたえておらず、ソ連の近代工業社会への移行にともなう土地問題の複雑多様化に対応していくことができないありさまで、土地法制は時代遅れの全く不備なまま放置されていたといわねばならない。

同時に、農地問題を担当する連邦農業省および共和国農業省の土地利用・耕地整理関係部局は、次々に発生しつつある新しく多様な問題を処理するための権限もスタッフももっていないのが現状である。

ソ連は土地の国有化、無期限無償利用の原則的な確立によって、土地問題はすでに解決済みだとなし、ながい間これを軽視

してきたことは否定できないであろう。

いま一つの見落してはならない背後事情は、現在曲り角にあるソ連経済にとって最大の問題となっている「経済改革」の影響である。経済改革とは何か、を一言で説明するのはむずかしいが、利潤導入とか経済自由化という言葉で象徴されるように、ソ連経済の成熟に応じて中央計画の規制をゆるめ、企業の自主性を高め、経済計算を厳密にし、価格や市場の機能のある程度重視していく方向にソ連経済を改革しようとの試みだといつてよいだろう。恐らく近代工業社会への移行と表裏をなす動きの一つに違いない。経済改革の影響の一環として、生産手段としての土地の合理的利用とそのコントロールが問題となってきたのは、ごく自然な成り行きであったわけである。

工業企業の場合は、従来国有の生産手段を無償で保管使用していたが、経済改革の進行にともない、一定の使用料を国家に納付するようになった。コルホーズ、ソフホーズなどの農業企業が国有の生産手段である土地をこれまでどおり無償無期限で使用する事が、土地の合理的利用という観点から果たして有効であるかどうか。土地は生産手段として機械設備などとは同一視がたい特殊な性格をもたないわけではないが、土地が価値をもたず、コルホーズ、ソフホーズの企業バランスに土地のような重要な生産手段が算入されないという状態が経営の能率

向上の見地から果たして妥当であるかどうかは、経済改革の農業部面における影響の一つとして検討されねばならぬ問題であろう。

さらに、ソ連の国有地にも優等地と劣等地があり、土壤の豊度と市場から距離、あるいは相次ぐ生産手段と労働投下のそれだけの差に当たって、差額地代が形成され、コルホーズ、ソフホーズの収入が違ってくる。農業生産をのばすには、土地の優劣によって収入を異にするコルホーズ、ソフホーズをできるだけ均等な条件におき、かれらの物質的な関心を刺激することが必要であり、今のところ地帯別の農産物買付価格と所得税とを通じてコルホーズ、ソフホーズの差額地代を国家に吸収し、再分配する政策がとられているが、地代などの計算の前提になる土地の調査、その等級分類、貨幣的評価がほとんどなされていないために、所期の効果をあげておられない。経済改革の影響はこのような土地調査、貨幣的評価の問題の一層急速な解決を迫まることが予想される。

ソ連における土地基本法制定の背景として、すでにみたところ、①農地の潰廃転用の急増②近代工業社会への移行、③経済改革の影響の二つの理由があげられるが、ソ連社会の当面している現実、土地問題にたいする基本的な考え方や政策の転換を強く要請しているとみられる。その意味では、今回の土地基本

本法もこれまでの伝統的な土地観の枠のなかで、具体的な土地問題の処理に必要な法制上の改訂と整備を行なっただけの過渡的な性格を脱しないものようだが、本法の検討をつうじて新しい転換の方向もまたおのずからこれを伺うことができるはずである。

注(一) Г. Аксенов, М. Козьмь, Земля и право, Правда, VIII, 1968 г. (Г. Фуксенов, М. Козьмь, «土地と法律」『プラウダ』一九六八年八月一日)。
(二) 例えば Аксенов, Обеспечение рационального использования земли, Советское государство и право, No. 10, 1968 г. (Г. Фуксенов, «土地の合理的利用の保証」『ソビエト国家と法』一九六八年一〇号)。

II

土地基本法は、連邦最高会議の農業委員会が中心になって原案を作成し、一九六八年七月二十五日に発表、全国民の討議にふされ、その後、連邦最高会議幹部会事務局に寄せられた約二〇〇〇という提案や注意を検討した上、同じく六八年一月二三日の最高会議に提出、可決されたものである。連邦基本法の制定はソ連としては最初だが、本法がその精神を継承するといわれる革命直後の「土地についての布告」⁽¹⁾からはすでに半世紀を

経ている。土地基本法は、すべての連邦加盟共和国にとって義務的な土地立法についての一般原則を定めたものにすぎず、これにもとづいて各共和国の土地法典にそれぞれの特殊事情を考慮した新しい法規範の体系が付加され、旧いものの若干が削除されることによって、はじめてソ連の土地関係の法体系が完成されるわけになるのは、いうまでもあるまい。

制定された法律原文と原案とを比較すると、新しく付加されたものは、「ソフホーズ、その他の国営農業企業、団体、機関の屋敷付属地」(第二六条)、「保養地の土地」(第三九条)、「自然保護地の土地」(第四〇条)の三つの条項にすぎず、いずれも基本法の性格に重要な変更を加えるようなものではない。だから、国民の大衆討議、最高会議での審議といっても、かなり形式的なものにすぎず、今回も以前の他の法律の制定の場合と同じく「原案の基本命題にわが国の勤労者は賛成である」⁽³⁾というだけで簡単に終わった。ただし、条文の部分的ないしは表現上の修正、付加は数十カ所に及んでいる。やや珍しい現象だといえるかもしれない。

最高会議の農業委員長F・A・スルガノフは、報告のなかで特に土地の有償使用についての提案を拒否したことに關して次のようにのべている。「委員会は土地使用の有償性を規定せよとの提案に同意することはできなかった。土地使用の無償

性は十月社会主義革命の最大の成果である。この無償性はソ連の社会主義建設において大変積極的な役割を演じだし、労農同盟の強化を助け、ソビエト政權初期の農業復興に貢献した。コルホーズの土地使用の無償性の原則はソ連憲法で確認されている。だから、原案の第八条に、コルホーズ、ソフホーズ、……市民にたいして土地は無償使用を許されることを明記した」⁽³⁾と。

従来から、土地は生産手段の一種であり、その利用の經濟性を高めるためには、当然、その使用を有償にすべきだとの主張(具体的には、国有地を使用するコルホーズ、ソフホーズから一定の地代〔土地使用料〕をとれという)を行なっているソ連の学者はかなりあるが、共產党の主流、およびこれに近い指導的な立場にいる学者たちは、これを社会主義の原則の放棄として強い反発を示している。⁽⁴⁾土地使用を従来どおり無償のままとするか、あるいはこの際思い切って有償性に進むかという問題は、今回の土地基本法の背景にあるもっとも根本的な問題の一つであったはずである。基本法が具体的な土地問題の解決についての多くの適応を示しながら、結局、使用の有償性を拒否したことは、土地基本法の性格とその限界を何よりもよく明らかにしたものだともみられよう。なお、土地使用の有償、無償の問題については、先の土地台帳の整備、土地の貨幣的評価のところでもう一度ふれることにしたい。

土地基本法の制定の基礎には、土地法を民法とは別個の法体系として確立しようとする見解がある。上にみたような最近の土地問題の動きに対処して、土地にたいする国家の所有権や管理権をより厳密に規定することによって、企業、団体の使用権の合理化効率化を計ろうとの考えから発していることはいうまでもない。わが国でも、戦後は、土地法、特に農地法は民法から一応切り離し特別法（産業法）として取り扱われているようだが、ソ連の土地法の場合は一層公法的な性格が強いから、そのような志向が現われるのは当然であらう。

ソ連では土地は国有であるから、民法上の取り引きからは除外されており、国家の所有権の性格と内容は、資本主義社会の任意の土地所有権と同一視するわけにはいかない。したがって、ソ連では土地は商品でなく、価値をもたず普通の民法上の意味での財産とはみなされない。土地法の民法からの独立の要求は何よりもまずここにかかわるわけである。

この国家の土地所有権にもとづいてソ連の土地法制の多くの特徴が出てくる。ソ連では土地の売買、貸借、入質、贈与、交換、遺贈などの普通の民法上の土地処分は禁止されており、国营企業、協同組合、市民などにたいする使用地の供与は、該当国家机关の特別の法令によって実施される。それは所有権の移転ではなく、単なる土地についての法関係の設定、変更あるいは

は停止にすぎない。土地の使用権は国家の土地所有権の構成要素ではあるが、ソビエト国家は直接土地を使用することはなく、経済的稼行という意味での土地使用は国营企業、協同組合企業、社会团体、市民などにこれを任せる。かれらは土地にたいする所有権はないが、国家自体のものとは別の独立の使用権（一種の使用収益権）をもつわけである。国家は農産物価格のメカニズムと所得税をつうじて、土地使用者から差額地代の一部を予算収入形態で吸い上げることによって、その使用権を実現するだけであるという。

国有地の用途別区分、土地の合理的使用の組織、土地計算、耕地整理、土地使用の監督なども、国家の土地所有権の内容の重要な構成要素をなすが、ソ連の法理論ではこれは土地の管理権とよばれる。管理権は使用権とも異なり、処分権の一部の転化したものに近い。管理権の成立と行使には土地台帳、土地評価が前提となり、将来、使用権と関連していろいろ新しい問題の展開が予想される。ソ連の土地基本法の特徴の一つは管理権にあるといえよう。

主として国家と法研究所のM・I・コズイリ博士にしたがって、土地基本法の基礎にある法学上の見解を概括してみたが、以上の問題についても必ずしも結論は出てないようだ。国家の土地所有権については伝統的な社会主義理論が堅持されている

が、使用権や管理権になると、最近の土地問題、経済改革の影響がいろいろの形でみられる。なお、土地基本法の条文はかなり抽象的なので、今後の共和国土地法典の完成や施行細則、関係国家机关の新しい構成や権限などを追跡してみないと、土地基本法の実質的な意義は具体的にはつかみがたい。

注(一)。「土地についての布告」は一九一七年一月二十六日に発令されたもので、レーニンの執筆にかかる。布告は土地私有の廃棄、土地の全人民の財産への転化、全勤労者の利用を確認しており、ソビエト権力の最初の土地法典であるという。

(2)(a) Доклад председателя комиссии по сельскому хозяйству совета союз депутатов Ф. А. Суриanova, Известия 14/XII 1968 г. (「連邦会議農業委員長 F. A. スルガノフの報告」『イズヴェステシヤ』一九六八年十二月一日)。

(4) 例えば、宮鍋嶺『ソビエト農産物価格論』九一、一〇六頁参照。

(5) このところで、国家はその所有権の実現として差額地代を取得するという風に簡単に解せず、使用権の実現としているのは例えば、国有の土地の使用者間の移動を所有権の移転でなく、使用権の主体が変わるだけとみる考え方からくるものであろう。

(6) М. И. Козырь, Государственное управление

земельным фондом в СССР, Советское государство и право, No. 8, 1968 г. (M. I. Козырь「ソ連土地フォンドの国家管理」『ソビエト国家と法』一九六八年第八号)。

三

土地基本法は第一部、五〇条からなる。その概略の構成は次のとおりである。

- 第一部 総則(第一～第二〇条)
- 第二部 農地(第二一～第二九条)
- 第三部 居住地(第三〇～第三七条)
- 第四部 工業用地、運輸用地、保養地、自然保護地、その他の非農地(第三八～第四二条)

- 第五部 国家林地(第四三条)
- 第六部 国家水源地(第四四条)
- 第七部 国家予備地(第四五条)
- 第八部 国家土地台帳(第四六条)
- 第九部 国家耕地整理(第四七～四八条)
- 第一〇部 土地紛争の解決(第四九条)
- 第一一部 土地法規違反の責任(第五〇条)

総則はすべて二〇条、全体の条文の五分の二をしめ、土地

立法の任務、土地の国家的所有、土地立法における連邦および共和国の権限、土地の提供と使用、使用者の権利と義務、土地保全、利用停止、土地の収用と損害補償、土地使用の監督など、土地についてのもっとも基本的な規定を含んでいる。総則を補足する地目別の諸規定のうち、農地に関するものは九条におよび、かなり詳しい。

土地基本法の条文を一つ一つ過去の法典や法令と比較検討して論評することは、今後の研究にまたねばならないが、伝統的な社会主義的土地観および旧来の土地法制にたいして新しい問題を提出している条項の若干にふれておきたい。

土地の国家的所有については、第三条に「ソ連邦の土地はソ連憲法に従って、国家的所有、すなわち国民の財産である。ソ連の土地は国家の独占的所有に属し、ただ使用のみが許される。」第八条に「土地は、コルホーズ、ソフホーズ、その他の国営・協同組合・団体・社会の企業およびソ連市民にたいして無償で使用が許される」、第九条に「土地は無期限または一時的の使用を許される。予め期限を定めない土地使用は無期限と認められる。コルホーズの使用する土地は無期限の使用、すなわち永久にコルホーズのために確保される」などの規定があり、基本法の土地の所有権についての考え方は、伝統的な原則論を一步も逸脱していないことは明らかである。

だが、この国家の土地所有にもとづく無償無期限の使用権の濫用は、今日までに多くの弊害を生んでいる。もっとも典型的な例は近年急増した農地の潰廃転用の場合にみられよう。使用権が無償無期限であるため、農地の重要性や現使用者の権利が無雑作に無視され、また農地の潰廃転用による農業生産の破壊にたいする賠償、代替地提供などの基準が出鱈目になり、確実に履行されないことが少なくない。これらの事例は、ひいては一般的に、生産手段としての土地が軽視され、土地使用者の権利と義務が守られず、土地の合理的・効率的な使用が実現されてないことを物語るものにほかならないであらう。

問題はたんなる土地法制の不備や管理監督の任にある官庁の微力無能といったことでなく、もっと根深いところにあると考えられるが、基本法はこれまでの法令や共和国土地法典にたいして、新しい条文を加えたり、あるいは規定をより厳密なものに改訂することによって、ことに管理権に属する土地法制を強化することによって、無償無期限の使用権の濫用をできるだけ抑え、当面の土地問題の緩和・解決を計ろうと期しているようである。だが、実質的に無償無期限使用の原則をどこまで貫き得るかは、先にふれた今後の「経済改革」の動き如何にかかるところが大きいであらう。

基本法は農地の保護、農地の優先使用についての規定をかな

りはつきり打ち出している。「農地の転用は原則として禁止される。灌漑地、干拓地、耕地については特にそうである。コルホーズ、ソフホーズ……が現に使用してゐる土地の収用は……特別の必要の場合にかぎりこれを認める。……灌漑地、干拓地、耕地……の収用は、非常の際に、連邦共和国閣僚會議の決定によつてのみ行なわれる」(第一六条)。「……非農業的用途には、非農地、農業不適地、もしくは劣等なる農地を供するものとす」(第一〇条)などの規定はこれを示している。

土地使用者の權利と義務も以前よりはかなり明確に規定された。第一条によれば、土地使用者の權利は侵害を蒙つた場合、補償を含めて法律で保護されることはもちろんだが、その「權利は國家の利益ならびに他の土地使用者の利益のために、法律によりこれを制限することができ」とあるのは注目される。「土地使用者は自己にあたえられた土地を合理的に利用する義務を負う」というが、合理的の内容は學者の議論をみて明らかではない。第三条はさらに土地使用者に土壤の保全と肥沃度の向上の義務のあることを規定し、かつ「工業および建設企業、団体、機關は、生産その他の廢棄物および排水によつて農地その他を汚染してはならぬ」と公害問題にもふれている。

土地収用にとりて損害の補償には第一八条、第一九条および第一条が關係がある。土地の収用による損害の補償は新し

く土地の割り当てをうけた企業、団体、機關が行なうが、それは「ソ連閣僚會議の承認した法令によつて」(第一八条)なされ、とくに「農業生産の損失を補償すべき金額およびその補償金の利用手続はソ連閣僚會議がそれを定める」(第一九条)という。また、「一時的に農地または林野などを非農業目的に使用した企業、団体、機關は「自己の費用で、その土地を農業、林業、漁業の使用に適する状態に戻さねばならぬ」(第一条)。期限は作業中ないし作業終了後一年以内となっている。なお、P・サハロフによれば、農地の収用には、①コルホーズ、ソフホーズからの収用地の代わりに、当該経営内に代替地を開発するか、代替地がなければ補償金は既存耕地の改善に向ける、②代替地を國家予備地か國家林地、あるいは近隣の土地使用者の非使用地、用途外使用地、期限満了地から得る、③土地の収用が全土地におよぶが、経営の維持を困難にするほどならば、全く他の場所割り当てをうける、の三つの場合があるという。

土地収用にとりて損害補償の問題は、第四六条の國家土地台帳の条項、とくに「土地使用の登記、土地の量と質の登録、土壤の評価ならびに土地の經濟的評価」と直接關連をもつ。從來、ソ連には土地台帳はなく、土地の質の評価と登録、ことに土地の經濟的・貨幣的評価は全く行なわれていなかった。ソ連では土地は國有であり、売買などの対象にはなり得ないから、

土地の貨幣的評価が行なわれても、そこでの価格は差し当たり一種の計算価格的なものを出ないだろう。だが、一体、土地の評価がどのような方法でなされるか。土地の収用の場合の農業生産の損害補償、代替地の割り当てなどの場合、地価や地代がどのような意味をもつか。地価が成立する場合土地固有のもので、絶対地代消滅説が貫けるかどうか。さらにいえば、一体このような方向は、伝統的な土地の無償無期限使用の原則に矛盾しないのだろうか。例えば、N・カザンツェフは「土地の無償使用は、所与の土地を正常な状態に維持するに必要な支出をまかなうために、支払いをうけることを排除しない」とのべているが、問題はそれほど簡単ではないようである。

なお、土地台帳の整備、土地評価はいろいろな意味で土地基本法実施、農業における経済改革推進の前提ともなっており、現局面におけるもっとも基本的な問題を含んでいるといえる。ただし、一九六九年七月の土地基本法発効の日までに、これらの作業が完了するものとは、今のところ想像されない。

注(1) 条文の引用はすべて *Известия* 14/XII, 1968r. (『ソヴェエスチヤ』一九六八年十二月一四日) によった。以下同じ。

(2) П. Д. Сахаров, Изъятие земель как одна из разновидностей правоотношений в области землеустройства, *Советское государство и*

《НОТ》ソ連の土地基本法制定について

право, No. 12, 1968 r. (P. D. Сахаров「耕地整理における法関係の一例外としての土地収用」『ソビエト国家と法』一九六八年一二号)。

(3) Н. Казанцев, Основы земельного законодательства Союза ССР и союзных республик, *Экономике сельского хозяйства*, No. 11, 1968 r. (N・カザンツェフ「ソ連および連邦加盟共和国土地基本法」『農業経済』一九六八年一一号)。

四

土地台帳と関連する上記の諸問題、ある意味で土地基本法制定の核心にある問題の理論的考察は別の機会に譲らねばならないが、ここでは土地評価の方法の一、二をざっとみておきたい。現在、ソ連の学者の間では土地評価の方法についてはいろいろの議論があるが、そのなかで比較的有力なのは、農業経済研究所のS・チエレムウシキン教授の方法である⁽¹⁾。かれは最初は総生産高と純収入、あるいは収量と原価、純収入といった物量と貨幣との二本立ての指標を用いて、点数による土地の経済的評価を行っていたが、やがて土地を絶対数、すなわち価値で評価するようになった。かれの地価算定的方式は簡略化して示せば、次のとおりである。

地価 = 耕地 1 ha 当り純収入 ÷ 純収入資本化係数

この場合、純収入は価格をつうじて実現される農産物の価値の一部として経営と国家との間に配分され、直接にはホルホーズの蓄積、国家への税金、保険料などの形態をとる。計算上いろいろ問題がないわけでもないが、その方はしばらくおくとして、純収入資本化係数というのは資本利子に当たるもののである。ソ連の銀行利子はホルホーズやソフホーズの債務が〇・五〜二%、貯金局の普通預金利子が二%、定期預金利子が三%であるが、これらは係数の基準には採用されず、機械設備の年平均償却率五%がもってこられた。これはホルホーズの固定フォンドの帳簿価値と償却との関係から計算されたものであるといひ、ソ連の機械の償却期間には二〇年内外のものが比較的多いことと符合する。だから、農地の価格は二〇年間の純収入に等しいというわけになる。

かれはこのような方法で共和国および州平均の農地一ヘクタールの評価を試みているが、全ソ平均で三〇九ルーブリ（公定相場換算で二万三六〇〇円）、高い方はルーマニア国境のモルダヴィアで一七八〇ルーブリ、北カフカースのクラスノダールで一三七〇ルーブリ。やすい方はシベリアのトムスクで一四〇ルーブリ、ヤクトで一一〇ルーブリである。地価の高低はやはり収量水準の配置とほぼ対応しており、高い地価は平均の五倍、やすい地価は平均の三分の一に近い。

チエレムウシキン教授の方法にたいしては、もちろん、批判がある。①ソ連では土地は売買の対象とならず、商品ではないのだから、地価という表現は不適當であるし、実際の商品価値とは関係がない。②土地（自然の贈与）と固定フォンド（労働生産物）とを同一視し、これに固定フォンドの回転期間とその償却率を適用するのは、フィクションにすぎない。③純収入資本化係数は資本利子の概念である。ソ連の土地は貨幣資産となり得ないし、抵当信用は存在しないから銀行利子の水準を採用すべきでなく、また平均利潤率は作用しないから係数の決め方は恣意的にならざるを得ない。④純収入は主として農産物の価格水準にしたがって決まり、土地の質とは直接の関係をもたない。批判の論点を要約すれば、ほぼこんなところであろう。

チエレムウシキン教授と全く対照的な見解にたつのは、S・ストルミリン学士院会員の方法である。かれは人間の土地への働きかけと関連した労働支出を土地評価の出発点におき、実際には一九五〇年中頃ソ連で広い面積にわたって実施された処女地・休耕地の開墾費を計算に用いている²²⁾。だが、この方法によると、①北部の豊度の貧しい土地の開墾費が南部の豊度の高い土地より高くなる、②データが地域的に偏ったものになり、開拓費と農産物栽培費とが実際に区別しがいといった欠点をまぬがれない。

N・ベカレヴィチ、A・サガイダチヌイは基本的にはストルミリン学士院会員と同一の立場から出発しながら、さらに別個の方法を主張する⁽³⁾。かれらは開墾費の代わりに、露天掘の廢坑を農地に復旧するための労働支出を土地評価の計算に採用する。ウクライナのドネツ炭田、ニコポリのマンガン鉱山、ケルチの鉄鉱山などには、このような廢坑が再び農地として復活され、かなりの高収量をあげている例が無数にあり、開墾費を採用する場合よりずっと正確な計算ができるし、また、今後農地として復旧する費用をある程度鉱産物の原価に含ませるようにすれば、企業の用ずみの土地を農地に復旧しようとの努力を刺激することにもなろうという。

ドネプルベトロフスク農業専門学校は、一度露天掘に使用された農地の再耕作についての費用の計算例を発表しているが、それによると、ドネプルベトロフスク州の上記のような土地の再耕作に関する費用はヘクタール当たり平均四〇〇〇〜六〇〇〇ルーブリ(公定で一六〇万〜二四〇万円)である。また、ソ連農業省自然保護中央ラボラトリーの資料にしたがうと、この種の土地の復旧費は二八〇〇〜一三万五〇〇〇ルーブリとなっている。チエレムウシキンの評価とは隔絶した数字である。土地の豊度によって復旧費に差の生ずるのは当然だが、この場合には、ウクライナの豊度の高い黒土の復旧に支出される労働時

間の平均にもとづいて地価の計算を行ない、他の地域の土地についてはこれを基準として評点による修正を加える方式をとり、かりに黒土のヘクタール当たり復旧費を一点六〇〇〇ルーブリとすれば、栗色土壌のそれは〇・四〜〇・五点〓三〇〇〇〜二四〇〇ルーブリになる計算である。

今後、農業労働生産性が高まり、農業が集約化していけば、農産物の価格は低下しても、土地の価格はやはりソ連の場合も上昇傾向をとるようである。また、農地の直接の復旧費は労働生産性の上向によって減ることはあり得ても、再耕作のための土地改良や農業技術的諸手段のための費用はそれ以上に増大し、土地の価格は上昇していくであろう。

以上のような土地評価についての論議をみただけでも、土地国有、無償無期限使用という伝統的な土地観だけでは現実の土地問題の処理はむずかしく、新しい展開の不可避なことが感じられるであろう。

ただし、土地基本法の制定にもかかわらず、全国一本の土地評価の方法はまだ必ずしもかたまっていないようである。

注(一) С. Чермушкин, О Стоимостной оценке земель
Экономика сельского хозяйства, No. 12, 1968.
(С・チエレムウシキン「土地の価値評価について」
『農業経済』一九六八年第八号)。

《ノート》ソ連の土地基本法制定について

- (2) С. Струмилин, Оценка «даровых благ» природы, *Вопросы экономики* No. 8, 1967 г. (S・ストルウミリン『「自然の恵み」の価格について』『経済問題』一九六七年第八号)。
- (3) Н. Бекаревич и А. Сагайдачный, О стоимостной оценке земли, *Экономика сельского хозяйства*, No. 8, 1968 г. (N・ベカイヤイチ・А・サガイダчныイ『土地の価値評価について』『農業経済』一九六八年第八号)。

あとがき

土地基本法の翻訳は、近く『のびゆく農業』の一冊として刊行される予定である。